

# 福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要綱

## （目 的）

第 1 この実施要綱は、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を図るとともに、離職した介護福祉士の資格を有する者の再就職への支援を行うことにより、福島県内（以下「県内」という。）の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

## （実施主体）

第 2 福島県介護福祉士修学資金等貸付（以下「修学資金等」という。）は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

## （貸付対象者）

第 3 修学資金等の貸付対象者は、次の要件を満たす者とする。

### （1）介護福祉士修学資金貸付

- ① 県内に住民登録をしている者であって、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は福島県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に入学し、介護福祉士養成施設を卒業した後、県内において取得した資格に基づく業務に従事しようとする意思のある者。
- ② 介護福祉士養成施設の入学の前年度までに県内に住民登録をしていた者であって、介護福祉士養成施設に修学のために転居し、卒業後、県内において取得した資格に基づく業務に従事しようとする意思のある者。

### （2）介護福祉士実務者研修受講資金貸付

- ① 法第 40 条第 2 項時 5 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は福島県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の取得を目指す者とする。
- ② 前①の要件の他、第 3 の（1）の修学資金の貸付に係る要件を満たすこと。  
この場合、介護福祉士養成施設は実務者研修施設と読み替えるものとする。

### （3）離職した介護人材の再就職準備金貸付

介護職としての一定の知識及び経験を有する者であって、次の基準を下回らない者とする。

- ① 居宅サービス等（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 23 条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第 115 号の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第 2 条第 2 項に規定する介護等をいう。以下同じ。）である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を 1 年以上（雇用期間が通算 365 日以上かつ介護等の業務に従事した期間が 180 日以上）有する者であること。

- ② 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる、次のいずれかに該当する者。

ア 介護福祉士

イ 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を有した者

- ③ 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、常勤職員の介護職員等として就労した者。

- ④ 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、福島県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、別に定める「再就職準備金利用計画書」を提出した者。

(4) 社会福祉士修学資金

- ① 県内に住民登録をしている者であって、法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は福島県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に入学し、社会福祉士養成施設を卒業した後、県内において取得した資格に基づく業務に従事しようとする意思のある者。

- ② 社会福祉士養成施設の入学の前年度までに県内に住民登録をしていた者であって、社会福祉士養成施設に修学のために転居し、卒業後、県内において取得した資格に基づく業務に従事しようとする意思のある者。

(実施する貸付事業及び貸付額)

第4 修学資金等の貸付事業及び貸付額は、次のとおりとする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付事業

- ①入学準備金：初回の貸付時に限り、200,000 円以内  
②就職準備金：最終回の貸付時に限り、200,000 円以内  
③授業料等の資金として：月額 50,000 円以内  
④国家試験受験対策費用：卒業年度に国家試験を受験すること  
一年度当たり 40,000 円以内

- ⑤生活費加算：貸付申請時に生活保護世帯又はこれに準ずる経済状況にあると福島県知事（以下「県知事」という。）が認める世帯の世帯員である者

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業 200,000 円以内

(3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業（介護福祉士再就職準備金貸付事業）  
400,000 円以内（ただし、別に定める書類の提出をもって少ない方の額とする。）

(4) 社会福祉士修学資金貸付事業

- ①入学準備金：初回の貸付時に限り、200,000 円以内  
②就職準備金：最終回の貸付時に限り、200,000 円以内（ただし、社会福祉士短期養成施設に在学する者である場合は、初回又は最終回とする。）  
③授業料等の資金として：月額 50,000 円以内

- ④生活費加算：貸付申請時に生活保護世帯又はこれに準ずる経済状況にあると県知事が認める世帯の世帯員である者

(貸付期間)

第5 前第4による修学資金等の貸付期間は、次のとおりとする。

- (1) 介護福祉士修学資金貸付及び社会福祉士修学資金貸付  
貸付期間は、介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学する期間とする。
- (2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付  
貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。
- (3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付  
貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(貸付方法及び利子)

第6 修学資金等は、県社協会長と前第3の貸付対象者との契約により貸付けするものとする。

- 2 貸付金の交付は、分割又は一括の方法によるものとする。
- 3 前第5による貸付期間の利子は、無利子とする。

(連帯保証人)

第7 修学資金等の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

ただし、修学資金等の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合は、原則として連帯保証人は法定代理人とする。

- 2 前項の法定代理人がその債務を負担できないときは、さらに、その債務を負担できる連帯保証人を立てるものとする。
- 3 連帯保証人は、修学資金等の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第8 県社協会長は、修学資金等の貸付者（以下「借受人」という。）が修学資金等の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められる次の（1）から（5）までのいずれかに該当ときは、その契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
  - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
  - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
  - (4) 休学又は停学の期間が1年を超えるとき。
  - (5) 死亡したとき。
  - (6) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 県社協会長は、借受人が修学資金等の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
  - 3 県社協会長は、介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金の貸付者が、休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月か

ら復学した日の属する月の分まで修学資金等の貸付けを行わないものとする。

(返還の債務の免除)

第9 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付及び社会福祉士修学資金貸付

- ① 介護福祉士又は社会福祉士に係る養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の登録を行い、県内の従事先施設又は事業所（以下「施設等」という。）において、当該職種の業務（当該施設の長を含む）（以下「返還免除対象業務」という。）にそれぞれ従事し、かつ、介護福祉士又は社会福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（介護福祉士又は社会福祉士養成施設の入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者をいう。）が返還免除業務に従事した場合は、3年）（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。
- ② 法人による人事異動等により、借受人の意思によらず県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入する。
- ③ 返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとする。ただし、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとする。
- ④ 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付

- ① 実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年間、引き続き、これらの業務に従事したとき。
- ② 前①のほか、返還免除対象業務の従事期間については、前（1）の②及び③、④の取扱いと同様とする。

(3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付

- ① 第4の（3）の③に規定する介護職員等として就労した日から、県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。
- ② 前①のほか、返還免除対象業務の従事期間については、前（1）の②及び③の取扱いと同様とする。

- ③ 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

2 県社協会長は、前第1項によるもののほか、借受人が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったときは、返還の債務の額の全部又は一部。
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額の全部又は一部。
- (3) 県内において修学資金等の貸付けを受けた期間（介護福祉士実務者研修受講資金及び離職介護人材再就職準備金については1年）以上、第9の返還免除対象業務（離職介護人材再就職準備金については介護職員等の業務）に従事したときは、返還の債務の額の全部又は一部。

#### （返 還）

第10 借受人が、次の各号の一に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。ただし、5年を上限とする。）内に、県社協会長が定める金額を月賦又は一括により返還するものとする。

- (1) 修学資金等の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日若しくは実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録しなかったとき。
- (3) 県内において第9の返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (4) 県内において第9の返還免除対象業務（離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付けを受けた者にあつては介護職員等の業務）に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事でなくなったとき。

#### （返還の債務の履行猶予）

第11 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき。
- (2) 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士

養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。

- 2 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 県内において第9の返還免除対象業務又は介護職員等の業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(延滞利子)

- 第12 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

- 2 前項による延滞利子は、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができるものとする。

(その他)

- 第13 この要綱のほか、貸付けに係る必要な事項は別に定める。

- 2 この要綱の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、従前の取扱いとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月26日から施行する。
- 2 この要綱の第12の4項による入学準備金の貸付は、平成21年度以降の新規入学者を対象とする。
- 3 この要綱の第12の3項による修学資金の交付は、平成21年度に限り4月を7月に読み替えるものとし、送金は7月30日とするものとする。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月26日から施行し、平成21年度貸付決定者から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 14 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日からの貸付者に適用する。
- 2 この要綱の施行により従前の要綱は廃止する。ただし、従前の貸付者については従前の実施要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 21 日から施行し、平成 28 年 10 月 11 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 28 日から施行し、平成 30 年 2 月 1 日から適用する。  
ただし、従前の要綱による貸付者については、従前の実施要綱によるものとする。